

**2010年日本政府年次報告**  
**「強制労働に関する条約」(第29号)**  
**(2008年6月1日～2010年5月31日)**

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

(1) 第25条について

労働基準監督官が行った定期監督等(災害時監督、災害調査を含む。2007年は126,499件、2008年は115,993件、2009年は100,535件)において、労働基準法第5条(強制労働の禁止)に関する違反が認められた件数は、2007年は0件、2008年は0件、2009年は0件であった。

労働基準法第5条違反容疑で労働基準監督官が検察庁に送検した事件は、2007年は6件、2008年は1件、2009年は0件であった。

(2) 2009年の専門家委員会の直接要請、一般的意見について

別途回答することとしたい。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

なお、2005年から2009年までに入国管理局において保護した人身取引被害者は、250人となっており、うち不法残留等、違反状態にあった115人全員について保護の観点から在留を特別に許可し、また、同期間中に人身取引等の加害者である外国人25人を退去強制した。また、興行目的の入国者数は、2004年には約13万5,000人であったのが、2009年には約3万1,000人となり、大幅に減少した。

5. 質問Ⅴについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記の通り。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

2010年日本政府年次報告  
「強制労働に関する条約」(第29号)  
(ダイレクトリクエストに関する回答：人身取引対策関係)

日本国政府は、ILO強制労働条約(第29号条約)に関連し、人身取引問題について、条約勧告適用専門家委員会からのダイレクトリクエストを踏まえ、日本の人身取引対策に関する情報を提供する。

なお、委員会におかれては、日本政府が人身取引対策に真摯に取り組んでおり、前回日本政府が政府見解を提出して以降、どの労働組合からもこの問題に関する文書の提出は行われていないことにご留意願いたい。

## はじめに

人身取引は重大な犯罪及び人権侵害であり、迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすその損害の回復は非常に困難だからである。こうした認識の下、2004年4月、日本は人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置した。会議に参加した省庁(内閣官房、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省)は次のような種々の効果的で迅速な措置をとったところである。

### 1. 人身取引対策行動計画の策定

・2004年12月7日、関係省庁連絡会議は、防止措置、法制度の強化、人身取引被害者の支援に焦点を当てた人身取引対策行動計画を策定し、2004年12月14日、犯罪対策閣僚会議に報告した。

・行動計画の閣議決定を受け、関係省庁連絡会議は、NGOとも協議しつつ、行動計画の実施状況と有効性についての継続的に検証を行っている。

・人身取引対策行動計画を促進し、より効果的なものとするため、2006年3月関係省庁連絡会議に、内閣府が、2008年8月文部科学省が、また2009年12月に海上保安庁が参加することになった。

・また、2009年12月10日の第9回関係省庁連絡会議において人身取引行動計画2009を取りまとめ、同月22日、犯罪対策閣僚会議において決定した(別添1 *注：人身取引行動計画2009の英訳が間に合えば英訳を添付。間に合わなければ和文を添付。*)。

### 2. 人身取引議定書

人身取引議定書は、2005年6月に締結について国会承認を得た。今後、本体条約である「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」に関する関連国内法の整備及

び同条約の締結を待って、上記議定書を締結する予定である。

### 3. 法律・規則の改正

#### (1) 刑法

2005年改正により、人身売買、臓器摘出目的を含む生命身体加害目的略取誘拐、並びに被拐取者及び売買された被害者の輸送、引渡し及び蔵匿の各行為に対する罰則を新設するとともに、逮捕監禁罪及び未成年者略取誘拐罪の法定刑を引き上げた。

#### (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

人身売買罪をマネー・ロンダリング罪の前提犯罪に追加した。

#### (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

①人身取引に関する罪を風俗営業の許可の欠格事由とする、②売春等の性的搾取の行われる可能性の高い風俗営業者等に対して、客に接する業務に従事する者の在留資格等の確認義務等を課し、これに違反した者に罰則を設ける改正を行った。

#### (4) 出入国管理及び難民認定法

人身取引の定義規定を新設し、人身取引された者について一部の上陸拒否事由及び退去強制事由から除くこと、人身取引されたことを上陸特別許可事由及び在留特別許可事由に加えること、人身取引の加害者について新たに上陸拒否事由及び退去強制事由を設けること、運送業者の旅券等の確認義務及び旅券等の確認を怠った場合の過料に関する規定の新設、外国入国管理当局に対する情報提供規定を新設することを内容とする入管法の改正を行った。

#### (5) 旅券法

名義人の写真及び身分事項の一部を電磁的方法により記録した旅券（IC 旅券）を発給することで偽変造旅券の作成と旅券の不正使用を防ぐとともに、他人名義又は偽造日本旅券を譲り渡し、譲り受け、所持したものを処罰化し、これを含む旅券犯罪に対する法定刑を強化し、営利を目的とする旅券犯罪を加重処罰する等の改正を行った。

### 4. 人身取引を防止するための諸対策

#### (1) 出入国管理の強化

##### ア 連絡渉外官の取組

入国管理局は、タイのバンコクにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣している。同派遣は、2005年度に91日間派遣し、その後、毎年派遣を続けている。2010年度も180日間派遣する予定である。リエゾン・オフィサーは、ICEチームのメンバーとしてバンコク国際空港で働き、タイの入国審査官、航空会社職員等への研修も行っている。これらの活動を通じて、不法出入国や偽変造渡航文書使用の防止に貢献している。タイから日本への人身取引被害者のほとんどがなりすましや偽変造文書の使用により不法に我が国へ入国している事実を考慮すれば、人身取引の防止に非常に効果

的である。

## イ セカンダリ審査の実施

2005年度から実施している主要空港におけるセカンダリ審査（入国目的等に疑義が持たれる外国人に対し、別室においてより慎重な審査を行うもの）により、人身取引の被害者となりうる者の効果的なモニタリングが行われ、厳格な国境管理が図られている。

## ウ 偽変造文書対策の強化

人身取引被害者を入国させる手段として旅券等の偽変造文書が使用される場合が多く、入国管理局では、出入国審査時における偽変造文書対策として、全国の主要海空港には高性能の機器を配備し、また、審査ブースにも小型化、軽量化された鑑識機器を配備するとともに、東京入国管理局成田空港支局、大阪入国管理局関西空港支局、名古屋入国管理局中部空港支局及び東京入国管理局羽田空港支局にそれぞれ偽変造文書対策室を設置するなどして、偽変造旅券を行使する不法入国者を水際で阻止することに努めている。

さらに、偽変造文書対策のノウハウ及び情報が蓄積されている各偽変造文書対策室は、発見された偽変造文書に関する分析を行うとともに、入国管理局職員に対する文書鑑識研修の実施や鑑識に供する資料の作成等を行うなどして、入国管理局職員の鑑識技術の向上及び偽変造文書鑑識体制の強化を図りつつ、厳格な入国審査を実施している。

## エ 空港の直行通過区域（トランジット・エリア）のパトロール

我が国を經由し第三国に入国を図ろうとする人身取引事案を防止するため、空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行い、航空会社と協力してブローカー等からの偽変造旅券の受け渡し等不審な動きの監視・摘発に努めている。

### （２）「興行」に係る在留資格

・在留資格「興行」の許可基準を定める省令（入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令）では、「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有すること」が要件として規定されていたところ、実際には芸能人として必要な能力を有していない者が、風俗営業店等においてホステス等として稼働し、中には客との同伴や売春を強制されるなど、人身取引の被害に遭っている者も見られた。そこで、同省令の一部が、2005年2月15日に改正され、3月15日から施行された。この改正により、外国の国などが認定した資格を有することという規定が削除され、在留資格「興行」で演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行に係る活動を行う外国人は、その従事しようとする活動について「外国の教育機関において当該活動に係る科目を2年以上の期間専攻したこと」又は「2年以上の外国における経験を有すること」が必要となった。

・加えて、在留資格「興行」の基準省令が2006年3月13日に改正され、6月1日から施行された。この改正には、招聘機関の経営者・管理者・常勤の職員に係る欠格条項の基準、及びエンターテイナー等との契約書に基づく報酬（最低20万円）の支払い義務の厳格化等が盛り込まれている。

・外務省では、在外公館における「興行」査証の審査を厳格化した。最近の傾向として、「興行」査証に代わって、「短期滞在」査証や「日本人の配偶者等」査証で入国した被害者が増加しているところ、被害者が多く発生している国に所在する在外公館においては、これらの査証の申請に対して厳格な審査を行っている。

### （3）偽装結婚対策

・偽装結婚による不法入国については、稼働目的によるものが大多数を占めるが、その形態によっては人身売買に発展することも考えられる。

偽装結婚対策としては、在留資格認定証明書交付申請や査証協議に係る審査などの入国事前審査及び在留資格変更許可申請における在留資格決定時の審査と、既に本邦に入国し在留中の者に係る在留期間更新許可申請の際の審査がある。申請時に提出された資料や審査官との対面調査、また、常日頃から寄せられる偽装結婚に係る提報や業務上知り得た情報等を元に、必要であれば、申請人夫婦の居住地において実態調査を実施するなどして、婚姻同居の実態がないものについては、入国や在留を認めない処分をするなどして、厳格な対応をしている。

・警察では、偽装結婚が絡んだ人身取引事犯を検挙するなど、偽装結婚対策を行っている。また、2009年12月に策定した「人身取引対策行動計画2009」において、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りに資するため、警察及び入国管理局において、情報交換を推進し、これらの事案を認知した場合は、連携の上、積極的に取り締まり、人身取引事案の掘り起こし及び被害者の救済を図ることとしている。

### （4）広報

・日本はテレビ、ラジオ、新聞雑誌を通じて人身取引対策に係る情報の提供を行っている

・被害者向けリーフレットの制作（2009年度約30万部）（別添2）  
英語、スペイン語、タガログ語、タイ語、中国語、ロシア語、韓国語、インドネシア語、台湾語

・女性に対する暴力をなくす観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般に対し、人身取引根絶のためのポスターを作成配布するなどの広報啓発活動を実施している。（別添3）

ポスター印刷（2009年度33000部）、リーフレット印刷（2009年度53

000部)

- ・「日本の人身取引対策」パンフレットの作成、配布（5000部）

## （5）その他

### ア 国立女性教育会館の調査

国立女性教育会館は、「人身取引の防止のための教育・啓発と連携方策に関する調査研究」（2年間：2009年度～2010年度）を実施している。

本研究では、人身取引の国際面、多面的側面に着目しつつ、女性関連施設や団体等の活動を活かした学習プログラムを開発するとともに、「人身取引対策行動計画2009」の内容を反映して、教材（パネル・リーフレット）を改訂し、人身取引の教育・啓発に資する参考資料を作成する。

### イ 旅行業界の取組

観光庁は、旅行業者に対し、児童買春を助長しないよう指導している。日本旅行業協会、日本海外ツアーオペレーター協会及び主要旅行代理店84社は、ユニセフ等が児童の性的搾取を防止するために推進している「旅行と観光における性的搾取からの子供保護に関する行動規範」に署名している。

## 5. 人身取引を撲滅するための対策

### （1）検挙人員及び被害者数（資料：警察庁）

年	2005	2006	2007	2008	2009	計
検挙件数	81	72	40	36	28	257
検挙人員	83	78	41	33	24	259
被害者総数	117	58	43	36	17	271
タイ	21	3	4	18	8	54
フィリピン	40	30	22	7	4	103
中国（台湾）	4	10		5	1	20
日本			1	2	2	5
中国（マカオ）				2		2
中国				1		1
中国（香港）					2	2
バングラデシュ				1		1
インドネシア	44	14	11			69
コロンビア	1					1
韓国	1	1	5			7
ルーマニア	4					4

オーストラリア	1					1
エストニア	1					1

・警察は、特に未成年者に対する性的な侮辱に対して、次の関係法令により厳しい取り締まりを行っている。

違反	検挙件数		検挙人員数		
	2008	2009	2008	2009	
児童福祉法違反（淫行させる行為）	404	359	388	321	
青少年保護育成条例違反（不適切な性交渉等）	1,716	1,644	1,383	1,232	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反	1,732	2,030	1,272	1,515	
	児童買春事案	1,056	1,095	860	865
	児童ポルノ事案	676	935	412	650

## （２）厳正な科刑に向けた取組

法務省及び検察庁は人身取引事案に対し、厳正な科刑の実現に向けて取り組んできた。

我が国は、人身取引に係る犯罪者に対し、刑法上の罰則のほか、事案に応じ、児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、児童福祉法、売春防止法、職業安定法、出入国管理及び難民認定法等の関係法令を積極的に適用して厳しく処罰している。

また、法務省及び検察庁は検察官及び事務官に対し、人身取引対策に関する適切な研修を受けるよう通達した。

### ※ 統計情報

我が国では、起訴件数等の統計は罪名別に行ってきたところ、2005年に人身取引関係の改正を行った後は、各罪名に含めて人身取引事案の統計をとっており、人身取引に該当する事案を抽出した起訴件数等の統計をとっていないため、人身取引事案全体の起訴件数を正確に示すことは困難である（なお、2005年以前は、2005年の法改正のため特別に統計をとっていた。）。人身取引に該当することが明らかかな人身売買罪（刑法226条の2）についていえば、2009年に検察庁が受理した被疑者は8名であり、3名が同罪により起訴された。この3名は、有罪判決を受け、又は現在公判中である。刑法226条の2

が新設されてから 2009 年までの間、検察官は、49 名の被疑者を受理し、37 名が起訴された。

## 6. 人身取引被害者の保護

人道的観点から、被害者を適切に保護することは非常に重要である。このため、日本政府は、被害者を保護するプロセスを確立し、一般的な広報同様被害者に対する情報を普及させるよう努力を行っている。

### (1) 婦人相談所に保護された被害者数の推移

婦人相談所は、日本全国に 47 箇所あり、被害者が食事、医療・精神的ケア等を受けられる公的シェルターである。

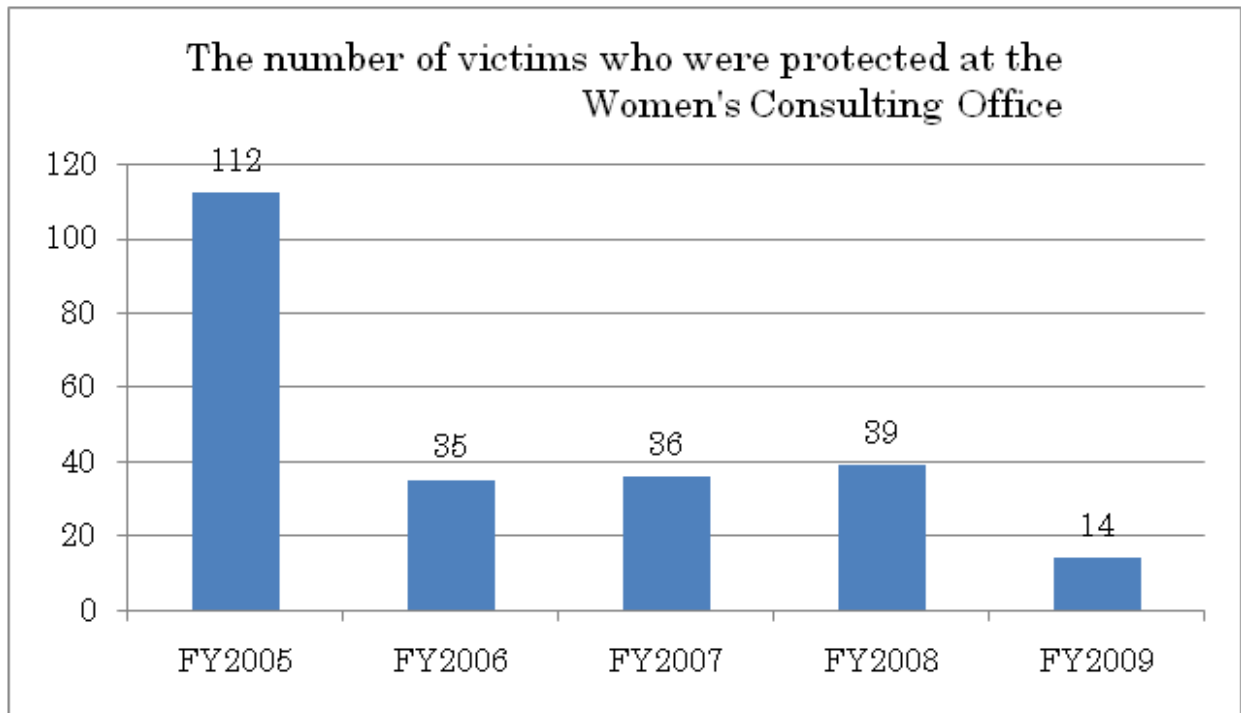
日本政府は、効果的な被害者保護を実現するため、積極的な努力を続けている。

表：婦人相談所における被害者の保護人数

2005年度	112 (59フィリピン人、40インドネシア人、6台湾人、4タイ人、2中国人、1韓国人)
2006年度	35 (17インドネシア人、11フィリピン人、4タイ人、2台湾人、1韓国人)
2007年度	36 (19フィリピン人、5韓国人、5タイ人、4インドネシア人、2台湾人、1ルーマニア人)
2008年度	39 (22タイ人、11フィリピン人、3台湾人、2中国人、1バングラデシュ人)
2009年度	14 (7フィリピン人、4タイ人、2中国人、1台湾人)

図：婦人相談所における被害者の保護人数





## (2) 婦人相談所等における被害者保護と支援

・厚生労働省は2005年4月から、被害者保護等を行う民間シェルター等への一時保護委託を促進するため、婦人相談所（都道府県）が民間シェルター等へ一時保護委託する際に負担する費用の1/2を補助している。2009年度までに、被害者275人のうち91人が民間シェルター等へ一時保護委託された。

・婦人相談所で保護された人身取引被害者に対しては、移動費用（国内。例えば地方から東京へ。）や通訳費用の経済的支援に加え、2006年度には医療費についても支援できるようにした。また、2010年度より、婦人保護施設における人身取引被害者支援のための医療費や通訳・ケースワーカーの雇上げについて、予算措置を行っている。

## (3) 被害者の在留資格の取扱

2005年に入管法を改正（特に人身取引の被害者に関する在留特別許可事由の改正等）し、被害者が保護の対象となることを明確にした。その結果、入国管理局は2009年末までの間に入管法違反にあった被害者115人に対して在留特別許可を付与した。

## (4) 被害者の帰国支援

日本政府はIOMに約207,550ドルを拠出（平成22年度）し、被害者帰還を支援している。2010年7月1日現在、IOMは180人の被害者の出身国への帰国及び社会復帰を支援した。

フィリピン	75
インドネシア	48
タイ	38

韓国	3
中国（香港、台湾、マカオ含）	15
コロンビア	1

## （５）その他

厚生労働省、法務省、警察庁は、被害者が適切に保護されるよう被害者保護の方法について、全国にある各省庁関係事務所に通知を行っている。

## 7. 国際協力

### （１）関係国への政府代表団の派遣

・フィリピン及びタイ（２００４年９月）、コロンビア、米国（２００５年１月）、ロシア、ウクライナ、ルーマニア、仏（２００５年７月）、タイ、インドネシア（２００６年５月）、ラオス、カンボジア（２００７年１月）、オーストリア（オーストリアにおいて会議の機会を提供し、米国、タイ、インドネシア、ルーマニア、バチカンと協議）（２００８年２月）、韓国（２００９年３月）、米国（２０１０年３月）に政府協議調査団を派遣し、政府関係者、国際機関、NGOと協議を行ってきた。

・人身取引問題に関する日・タイ共同タスクフォースが２００６年５月に設置され、人身取引の防止、処罰、被害者保護の３分野における日タイ間の協力を更に推進していくこととなった。これまで、人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォース会合を２回開催し、具体的な二国間協力について協議している。

### （２）他国政府との協力

・警察庁においては、人身取引事犯の捜査過程で、現地ブローカー等、当該国での被疑者が判明した場合は、当該国の捜査機関に捜査情報を提供し、当該被疑者の検挙を依頼するなどしている。また、外国捜査機関から、人身取引事犯に関する情報提供があった場合は、適切に捜査を行い、人身取引事犯の検挙に努めている。

・警察庁では、２００４年から関係国の在京大使館、国際機関、NGO等とコンタクトポイント会議を定期的に行い、人身取引被害者の発見・保護について情報交換や意見交換を実施し、連携を強化している。

### （３）国際機関等への支援

- ア 日本のイニシアティブにより国連に設置された人間の安全保障基金を通じ、
- 国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、汎米州保健機構（PAHO）及び国際労働機関（ILO）がエルサルバドルにおいて実施する「ソンソナテ県３市の市民安全改善と平和的共存の推進による人間の安全保障強化プロジェクト」

ェクト」(約2億7,838万円、2008年)

- 国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)及び国際移住機関(IOM)が欧州安全保障・協力機構と共同でモルドバ共和国において実施する「モルドバにおける人身取引および家庭内暴力の被害者の保護および能力強化の人間の安全保障強化プロジェクト」(約3億9千万円、2008年)
- 国連人道問題調整部(UNOCHA) 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国連児童基金(UNICEF)、汎米保健機構(PAHO/WHO) 国連食糧農業機関(FAO)、国連薬物犯罪事務所(UNODC)及び世界食糧計画(WFP)がコロンビア共和国において実施する「コロンビア・ソアチャにおける脆弱なグループの人間の安全保障状況改善プロジェクト」(約2億3,948万円、2010年)を支援している。

イ UNODCが実施する「タイにおける人身取引被害者の芸術療法に係るプロジェクト・フェーズ1」(1万3,351米ドル、2006年)、「タイにおける人身取引被害者の芸術療法に係るプロジェクト・フェーズ2」(4万米ドル、2007年)及び「パタヤ(タイ)における人身取引対策(人身取引及び性的搾取からの脆弱な子供の保護)に係るプロジェクト」(5万ドル、2008年)を支援している。

ウ UNICEFを通じ、中央アジアで実施する児童の人身取引対策(約20万ドル、2006年10月)を支援している。

エ スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に関して、子どもの人身取引防止対策を含む「津波被災子供支援プラン」(約8600万ドル)を支援している。

オ ODA(草の根・人間の安全保障無償資金協力)により、ミャンマー国境付近において、「ムセ人身取引被害者シェルター(シャン州)建設計画(人身取引被害者の保護・一時避難施設建設)」(約10万ドル、平成21年度)を支援している。

#### (4) バリ・プロセス(密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域関係会議フォローアップ・プロセス)への参加及び資金援助

人身取引撲滅のための地域協力の枠組みへ参加している。2005年6月には、東京で「人身取引撲滅のための関係省庁間による行動計画策定に関する作業部会」を開催。また、我が国はバリ・プロセス・ウェブサイトの維持費(約10,000USドル)を拠出している。

#### (5) 政府主催のシンポジウム及びセミナーの開催

・「人身取引問題に関する国際シンポジウム」(2006年2月)(外務省、国立女性教育会館、国際移住機関(IOM)共催)。タイ、フィリピン、インドネシア、コロンビアからパネリストが参加し300人以上の参加者を得た。外務省では、人身取引に関する国連関係機関調整会合をUNODCと共催した。IOM、ILO、UNICEF、

UNIFEM、UNDAW、UNHCRが出席し、各国際機関が協力して人身取引対策に当たっていく上での問題点、関係機関共通のデータベースの作成等の計画等につき議論された（2006年9月）。

・「出入国管理セミナー」（毎年度開催）（法務省入国管理局主催）。アジア域内各国（地域）の出入国管理当局及び国際移住機関（IOM）等関係機関を招き、出入国管理行政に関する意見や情報の交換を行っており、その中で人身取引に関する情報交換等を行った。

以上